

## 野田市告示第109号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第80条の2、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年8月17日法律第80号）第114条及び介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第144条の2の規定により、コンビニエンスストア収納事務、LINE Pay 収納事務、Pay Pay 収納事務、d払い収納事務、au PAY 収納事務及びJ-Coin Pay 収納事務を次のとおり委託したので、地方自治法施行令第158条の2第6項、国民健康保険法施行令第29条の23第1項、高齢者の医療の確保に関する法律施行令第33条第1項及び介護保険法施行令第45条の7第1項及び野田市会計事務規則第31条第2項の規定により告示します。

令和5年4月14日

野田市長 鈴木 有

### 1 委託する相手方

東京都江東区豊洲三丁目3番3号  
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ  
代表取締役社長 本間 洋

### 2 委託内容

市税・国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料のコンビニエンスストア収納、LINE Pay 収納、Pay Pay 収納、d払い収納、au PAY 収納及びJ-Coin Pay 収納

### 3 委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで